

昭和57年度

地方産業デザイン開発推進事業報告書

●岐阜県(関)

●三重県(桑名)

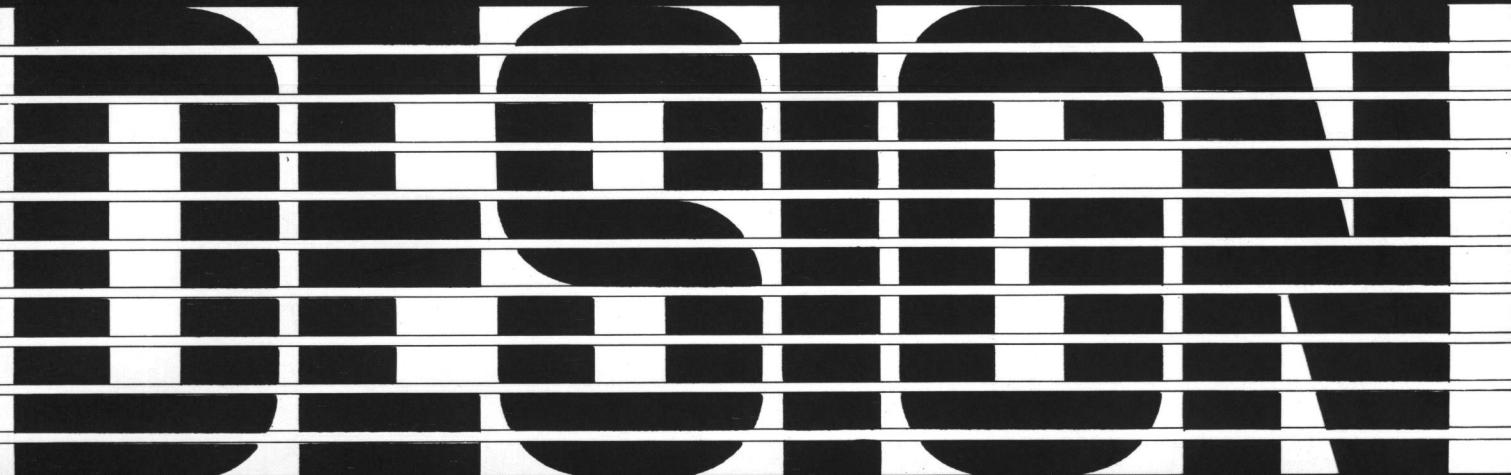
●北海道(旭川)

●滋賀県(信楽)

●岐阜県(高山)

●宮崎県(宮崎)

●沖縄県(那覇)



●目 次

はじめに	1
地方産業デザイン開発推進事業地方庁別組織	2
地方産業デザイン開発推進専門委員会	4
地方産業デザイン開発推進事業実施内容	5
①産地デザイン開発体制整備事業	5
●岐阜県・関地区	5
●三重県・桑名地区	8
広島地域産業デザイン振興協会	9
②デザイン開発実施指導事業(パイロットデザイン計画)	10
●北海道・旭川地区家具産業	10
●滋賀県・信楽地区陶磁器産業	10
③市場流通対策事業	10
●岐阜県・高山地区家具産業	10
●宮崎県・宮崎地区家具産業	12
●沖縄県・那覇地区生活用品	13
④デザイン開発普及講習会	15
⑤地方産業デザイン振興活動推進事業	15
地方産業デザイン開発推進事業をふりかえって	16
地方産業デザイン開発推進事業の概要	18
地方産業デザイン振興機関一覧	20

はじめに

固有の材料と技術に加えて、ながい歴史と伝統という背景のもとで、主として耐久消費財を生産する地場産業の課題は市場変化へのすみやかな対応である。

社会的な分業体制による生産と産地問屋、消費地問屋に依存する販売体制下では、市場ニーズの迅速で正確な把握が困難ではあるが、地場産業が80年代の市場に生き抜くためには避けて通ることのできない課題である。

商品企画は用途を満たすための製品の構造と機能に調和した外観を構成する技術である。

通商産業省のご指導と、参加地方庁のご協力をいただきて、本事業もすでに8年を経過し、約半数の県について、県全体のデザイン振興体制、産地の開発体制の整備を終了した。

これらの整備されたデザイン振興および開発体制については、その運営と継続的な活動が課題である。

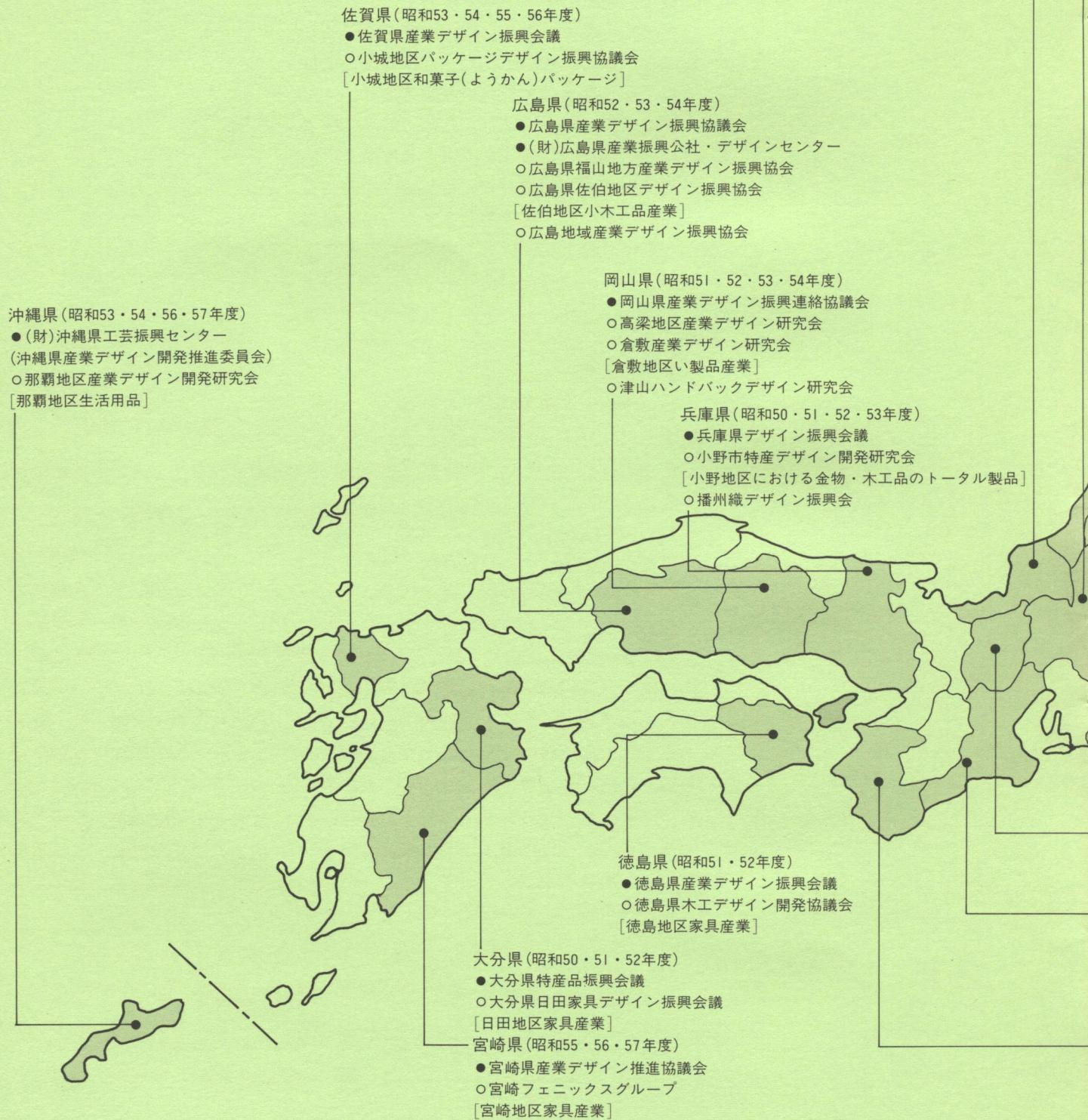
付加価値を高める無形、かつ有効な経営資源であるデザインという技術と職能を地場産業に定着させるために、本事業の積極的な展開をはかりたいと考えている。

昭和57年度においては、岐阜県・関地区、三重県・桑名地区の産地開発体制の整備が進められ、また北海道(旭川地区・家具)、滋賀県(信楽地区・陶磁器)のデザイン開発実施指導と、宮崎県(宮崎地区・家具)、岐阜県(高山地区・家具)、沖縄県(那覇地区・生活用品)の市場流通対策事業が実施され、さらに地方のデザイン振興組織、産地の開発組織がその目的、役割、機能を明確に認識して具体的な自主活動を展開するためのデザイン振興活動推進事業が、三重県および岡山県津山地区を対象に実施された。

この報告書は、通商産業省のご指導と参加地方庁をはじめ関係各位のご協力を得て作成されたものである。

地方産業デザイン開発推進事業地方別組織

- デザイン振興組織
- 産地デザイン開発組織
- []—デザイン開発の対象





地方産業デザイン開発推進専門委員会

本事業を効果的に実施するため、デザイン・流通・学識経験者の専門家で構成する「地方産業デザイン開発推進専門委員会」が設置されている。この専門委員会は、地方産業デザイン開発推進の方針、事業の進め方、プロジェクトチームの選定等地方産業デザイン開発推進上重要な事項について、調査・検討・審議などを行なう。専門委員は、通商産業大臣の承認を得て日本産業デザイン振興会理事長が委嘱している。

●専門委員

宇佐波徳美 (有)ウサナミデザイン研究所
代表取締役
東京都渋谷区富ヶ谷2-15-13
富ヶ谷スカイマンション103号
Tel.03(469)7511 〒151

大川 尤 (株)伊勢丹研究所
インダストリアルデザイン担当
ディレクター

東京都新宿区新宿3-14-1
Tel.03(356)4005 〒160

清成 忠男 法政大学経営学部教授
東京都杉並区西荻北5-7-11・605
Tel.03(395)8770 〒167(自宅)

白石 勝彦 (株)インテリア産業研究所
代表取締役
東京都世田谷区経堂1-35-15
Tel.03(426)5179

鈴木 庄吾 インダストリアル・デザイナー
東京都豊島区長崎6-17-10
Tel.03(972)6735 〒171

知久 篤 (有)製品デザイン研究所
代表取締役
東京都渋谷区東3-25-8
長沢ビル
Tel.03(406)7145 〒150

梨谷祐夫 (株)松屋本店家具家庭用品部部長
東京都中央区銀座3-6-1
Tel.03(567)1211 〒104

檜戸 茂 ナラトデザイン事務所代表
東京都世田谷区大原1-14-6
Tel.03(465)7322 〒156

羽生道雄 モノプロ工芸株式会社
代表取締役
東京都中央区日本橋小伝馬町
13-5 銅富ビル
Tel.03(661)6211 〒103

堀田 昭二 (株)大丸営業本部デザイン室長
大阪市南区東清水町44
Tel.06(245)1231 〒542

森口以佐夫 ブレイン株式会社代表取締役
東京都港区赤坂7-5-1
赤坂パークハウス608号
Tel.03(586)7551 〒107

八尾 武郎 (株)YAOデザイン研究所
代表取締役
東京都新宿区本塩町9-3
司法書士会館
Tel.03(357)3668 〒160

●専門委員会開催概況

	開催年月日	出席委員	協議事項
第1回	57. 6. 8 (JIDPO)	宇佐波、大川 鈴木、知久、梨谷 檜戸、羽生、堀田 八尾	・昭和56年度事業の成果報告 ・昭和57年度事業の概要について ・昭和57年度デザイン開発実施対象地区の実態について (北海道・旭川、滋賀県・信楽)
第2回	57. 6. 21 (JIDPO)	宇佐波、鈴木 知久、檜戸	・デザイン開発実施指導事業のパワロットデザインおよび開発需要調査の委託機関の選定について
第3回	57. 9. 7 (JIDPO)	清成、白石、鈴木 知久、羽生、八尾	・産地体制整備事業の実施状況について ・デザイン開発実施指導事業の中間報告 ・市場流通対策事業の実施状況について ・地方産業におけるデザイン振興のあり方について
第4回	57. 11. 18 (JIDPO)	知久、梨谷、檜戸 堀田、森口、八尾	・事業全体の実施状況について ・沖縄県市場流通対策事業・内示会
第5回	58. 2. 25 新宿NSビル	宇佐波、大川 白石、鈴木、知久 梨谷、檜戸、羽生 堀田、森口	・事業全体の実施状況について ・岐阜県市場流通対策事業・内示会
第6回	58. 3. 14 (JIDPO)	宇佐波、大川、 白石、梨谷、檜戸 堀田、森口、八尾	・事業全体の実施状況報告 ・昭和58年度事業について ・地方産業におけるデザイン振興のあり方について

地方産業デザイン開発推進事業実施内容

①産地デザイン開発体制整備事業

■岐阜県関地区産地デザイン開発体制整備

1. デザイン振興の必要性・現状

本県の地場産業は、デザインの重要性が特に高い消費生活財を生産しており、主なものは織維、陶磁器、刃物、家具、紙及び紙製品、プラスチックなどが生産され、県経済の重要な扱い手となっている。

これらの地場産業は、エネルギー、原材料の高騰、輸出環境の変化に加えて、国内需要の停滞など厳しい経済環境の中で、新たな発展を求めて、市場開拓、新製品開発、新技术開発、人材育成に懸命の努力がなされている。

このような、状況の中で県としては、企業、団体等の振興に対して、活路開拓調査事業、産地振興事業、地場産業総合事業及び、技術向上奨励費補助事業等、各種の助成事業諸施策などによって地場産業の振興を図っている。

特に、日用生活用品などのデザインの重要性に対処するため、県は試験研究機関を中心に、各地場産業のデザイン振興策として、研究開発、指導事業を積極的に推進している。

また昭和54年には、業界の意欲を背景に、国の行なっている地方産業デザイン開発推進事業に参加し、従来各業種別に組織して、デザインの振興を図っていた。各デザイン協会の活動をより一層効果的、効率的に行うため、これを統括する「岐阜県デザイン振興会」を設立した。

そして、デザインの啓蒙、デザイン情報提供、新製品開発の推進、異業種交流など多岐に亘って、デザイン振興に努めている。

こうした状況のなかで、輸出依存度の高い刃物業界は、多品種少量生産、下請け分業体制により、生産活動を行っているが、発展途上国による激しい追い上げと、先進諸国製品との競合により、国内外市場に大きな影響を受けている。

そこで、産地の体質改善策として、製品の付加価値向上を図るため、企画・デザイン・新製品開発力の育成向上、産地ブランドの制定など意欲的にすすめている。

しかし、刃物製品類はすでに成熟産業のきざしがあり、安定的発展を期するには、新分野開拓による新製品開発が重要であるため、創造性の開発を基調とした知識の集約化、高付加価値製品の開発、市場動向調査、消費者ニーズの把握、新市場開拓など積極的に推進する必要にせまられている。

そこで56年度から、地方産業デザイン開発推進事業に参加し、産地デザイン開発体制整備事業により、業界の発展を図らんとしている。

2. 対象産地の実態

対象産業名 金属洋食器刃物製造業

規 模 事業所数 248企業
(従業員数4名以上)
従業員数 3,821名
製造出荷額 485億円

(昭和56年岐阜県工業統計調査より)

関市の刃物工業の歴史は古く、安土桃山時代から刀鍛冶の伝統を受け継いでいるが、明治9年廃刀令が公布されてから、作刀技術を活かして、ポケットナイフが生産されるようになった。それ以来、生産される製品の種類も年々増えて現在は、台所、食卓用刃物、安全カミソリ、鉄、爪切、缶切、スポーツ用刃物、事務用品、医療用刃物多くの製品が生産されるようになった。

生産額の70%は北米を始め、ヨーロッパ、中近東、中南米等へ輸出され、製品の国際評価は、中級品普及品の分野に定着している。

出荷状況は、内需向けの一部を除き、ほとんどの製品が受注生産で、生産ロットのサイズは極めて小さく、典型的な多品種少量生産により行われている。

生産は、下請け分業体制による産地完結型であって、下位加工業者が工程ごとに水平分化しつつ上位と結び付き、商社下請け的性格のメーカーが増加して産地が発展してきた。

このため同業者間の過当競争を生み、重要な製品開発や、市場開拓が促進されず、その多くは普及品から中級品の受注に応ずる、企業構造となっている。

こうしたことから、新市場開拓のための企画・デザイン・新製品開発力を育成し、現状の価格対応型分業体制から、消費ニーズに対応した品質本位の分業体制への産地構造の改善、情報ルートの確立、生産工程の合理化、生産技術の向上等、多くの課題を解決する対応策が必要となってきている。

3. 事業の実施経緯及びその内容

先年来、刃物業界で要望の強かった、地方産業デザイン開発推進事業を57年より実施するに当たり、これを業界全体の振興事業として推進することになった。

そこで、これまで刃物技術の振興組織であった県刃物研究会と、デザイン振興組織であった県金属デザイン協会が発展的解消を図り同年5月に恒久的な事業団体として「岐阜県刃物技術デザイン協会」を設立した。

そして会員の若手を中心呼びかけて、産地デザイン開発体制整備事業推進の一環として「デザイン開発推進委員会」を同年9月に発足し、日本産業デザイン振興会及び県デザイン振興会の指導と支援により、次年度事業に向けての研修事業を実施している。

主な内容は、委員相互の開発意識の高揚と連帯感、デザイン開発事例研修、流通問題、動向調査の取り組み方、他産地実施県との懇談会等を行なった。(月別経緯は別表による)

4. 今後の課題・取り組み方

デザイン振興体制ならびに、産地デザイン開発体制整備については、異業種間のデザイン振興が連携して、促進できる体制整備の一環として、昭和54年に主要な県内地場産業6業種によって、岐阜県デザイン振興会を設立組織化を図った。

次いで57年には、県や産地の実態に即した形で、刃物業界の産地デザイン開発体制を整備し、岐阜県刃物技術デザイン協会、デザイン開発推進委員会が中心となって、地方産業デザイン開発推進事業を実施するなど、体制整備に取り組んできた。

今後の課題は、岐阜県刃物技術デザイン協会と、県デザイン振興会の事業活動との連携を強化し、関連する異業種間での情報交換、産地間の技術交流などによって、商品開発のための企画・デザイン開発能力の育成向上、地域の特性を生かした独自性のある商品開発を進めていく必要がある。

●産地デザイン開発体制整備推進経緯

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
内 容	<p>7日 新組織設立準備委員会 (於・金属試験場) ・会名、会則、事業、予算の検討 出席 金属試験場 刃物研究会 金属デザイン協会</p> <p>30日 デザイン開発推進委員会・準備委員会 ・地方産業デザイン開発推進事業実施についての確認と今後の対応について 出席 準備委員</p>	<p>21日 事例研修会 (於・刃物会館) ・飛驒木工研究会の事業内容説明と刃物業界の事業の取り組み方 出席 工芸試験場 工技センター準備委員</p> <p>22日 新組織岐阜県刃物技術デザイン協会設立総会 出席 県議会議員 関市長 金属試験場長業界</p> <p>28日 産地デザイン開発体制整備会議 ・事業説明 ・産地企業実態調査 (於・金属試験場) 出席 通産省 名古屋通産局 日本産業デザイン振興会 県商工課 工技センター 金属試験場</p> <p>29日 刃物技術デザイン協会理事会 (於・刃物会館) ・役員、事業委員会編成</p>	<p>1日 刃物技術デザイン協会入会申込書送付 (注・6月30日現在120企業)</p> <p>29日 刃物技術デザイン協会事業委員会 (於・刃物会館) ・地方産業デザイン開発推進事業の計画と準備委員会入会の案内について</p>	<p>1日 デザイン開発推進委員会委員募集案内送付</p> <p>13日 デザイン開発推進事業の打ち合せ会 (於・金属試験場) ・今後の取り組み方についての具体的な打ち合わせ 出席 日本産業デザイン振興会 金属試験場 県商工課 工業技術センター 刃物技術デザイン協会 デザイン開発推進委員会</p> <p>29日 デザイン開発推進委員会 (於・刃物会館) ・総務部会、情報調査部会、デザイン開発部会の編成 出席 刃物技術デザイン協会 関市工業課長委員</p>	<p>11日 デザイン開発推進事業説明会及び研修会 (於・金属試験場) ・業務内容説明 ・研修会 テーマ 「消費者ニーズの把握」 講師 モノプロ工芸(株) 羽生道雄氏</p> <p>20日 デザイン開発推進委員会 総務部会 (於・刃物会館) ・規約の検討、先進業界との懇談会について 出席 推進委員会正副委員長 総務部会長他</p> <p>31日 デザイン開発推進委員会総務部会 (於・刃物会館) ・規約及び発会式について 出席 推進委員会正副委員長 総務部会長他</p>	<p>4日 刃物技術デザイン協会事業委員会 (於・刃物会館) ・発会式及び事業経過及び計画、規約等の計画説明 出席 刀物技術デザイン協会//事業委員</p> <p>7日 デザイン開発推進委員会総務部会 (於・金属試験場) ・発会式 ・四日市萬古焼業界と懇談会の打ち合わせ 出席 推進委員会委員長 総務部会長他</p> <p>11日 四日市萬古焼業界との懇談会 (於・四日市萬古工業会館) ・事業内容についての質疑応答 出席 四日市萬古焼デザイン開発協議会会長 刃物技術デザイン協会会長他</p> <p>16日 デザイン開発推進委員会発会式及び講演会 (於・刃物会館) 記念講演テーマ 「80年代の商品企画」 講師 ブレイン(株) 森口以佐夫氏</p> <p>出席 通商産業省 名古屋通産局 日本産業デザイン振興会 刃物技術デザイン協会員</p>
内 容	<p>10月</p>	<p>11月</p>	<p>12月</p>	<p>58年1月</p>	<p>2月</p>	<p>3月</p>
内 容	<p>13日 テーマ設定について、KJ法による研修会 (於・金属試験場) 出席 デザイン開発推進委員会</p> <p>23日 正副部会長会議 ・沖縄県試作品展示会参観及び懇談会 (於・金属試験場) 出席 委員長 副委員長 正副部会長</p>	<p>19日 調査 ・沖縄県試作品展示会参観及び懇談会 (於・日本産業デザイン振興会)</p> <p>20日 商品事情調査 (於・東京都内専門店・百貨店)</p>	<p>16日 デザイン研修会 (於・金属試験場) テーマ「流通業界から見た生活用品」 講師 (株)博報堂 服部守久氏</p> <p>出席 デザイン開発推進委員</p>	<p>13日 正副部会長会議 (於・金属試験場) ・テーマ設定についての検討 出席 正副委員長 正副部会長</p> <p>27日 デザイン開発推進委員会 (於・金属試験場) ・デザイン開発実施指導事業の取り組み方 出席 刃物技術デザイン協会 副会長2名 デザイン開発推進委員</p>	<p>3日 正副部会長会議 (於・金属試験場) ・デザイン開発実施指導事業の取り組み方の細部検討 出席 正副委員長 正副部会長</p>	<p>17日 デザイン研修会 (於・県刃物会館) ・デザイン開発体制整備事業推進状況報告 ・デザイン研修会共通テーマ 「消費者ニーズとこれから商品開発」 ・人と物とのかかわりあい 講師 住友ビジネスコンサルティング(株) 吉田博氏 商品科学研究所 花本雅廣氏</p> <p>出席 デザイン開発推進委員</p>

●岐阜県刃物技術デザイン協会会則(抜粋)

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は岐阜県の刃物および関連製品の高級化、高生産性を達成するための工業デザインおよび生産技術の振興を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は岐阜県刃物技術デザイン協会といふ。

(事務局)

第3条 本会の事務局を岐阜県金属試験場に置く。

(事業)

第4条 本会は第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 工業デザインに関する情報、教育、啓蒙事業

(2) 生産技術に関する情報、教育事業

(3) 指導機関との連絡調整

(4) その他目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は第1条の主旨に賛同する県内事業所または関連団体を代表し得るものとする。

第5章 会 議

(委員会)

第20条 委員会はデザイン情報委員会および生産技術委員会とし、それぞれ委員10名以上をもって構成する。

5. 委員会は理事会の決定を受けて次の事業を推進する。

(1) デザイン情報委員会は関連情報の創出、収集・教育啓蒙に関する具体的な計画立案および運営に関すること。

(2) 生産技術委員会は技術水準向上のための情報の収集・教育に関する具体的な計画立案および運営に関すること。

第6章 会 計

(経費)

第22条 本会の経費は次に掲げる収入で充当する。

(1) 会費

(2) 補助金

(3) 寄付金

(4) その他の収入

付 則

2. 財团法人日本産業デザイン振興会の、地方産業デザイン開発推進事業を実施するため、設立総会成立の日より事業完了年度までの間デザイン開発推進委員会を設ける。

デザイン開発推進委員会規約

デザイン開発推進委員会(以下本会といふ)は、岐阜県刃物技術デザイン協会の事業委員会として地方産業デザイン開発推進事業を実施するための規約を定める。

(目的)

第1条 本会は地場産業におけるデザイン、技術の調査、研究開発を促進することにより業界全体の振興をはかることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、岐阜県刃物技術デザイン開発推進委員会と称する。

(事務局)

第3条 本会の事務局を岐阜県刃物技術デザイン協会事務局内に置く。

(事業)

第4条 本会は第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 講習会、研究会、見学会の開催

(2) デザインおよび技術、市場動向、流通に関する情報の収集と調査研究

(3) 新製品開発の推進

(4) 試作品の展示会

(5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(委員)

第5条 本会は岐阜県刃物技術デザイン協会の会員、またはその事業所に所属するもので、第1条の目的に賛同するもので構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(3) 部会長 各名

(4) 副部会長 若干名

(役員の選任)

第7条 委員長、副委員長は岐阜県刃物技術デザイン協会会長が任命し、部会長、副部会長は委員長が選任する。

(役員の職務)

第8条 委員長は本会代表全務を統括する。

2. 副委員長は委員長を補佐し委員長事故あるときはその職務を代行する。

3. 部会長は部会を代表し事業の運営をはかる。

4. 副部会長は部会長を補佐し部会長事故あるときはその職務を代行する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(部会)

第10条 本会に総務部会、情報部会、デザイン開発部会を置き次の業務を遂行する。

2. 総務部会は本会の運営に関すること。

3. 情報部会は関連情報の収集、動向調査に関すること。

4. デザイン開発部会はデザイン試作、加工技術に関すること。

但し委員会は必要に応じて部会の新設改廃を定めることができる。

(委員会および部会の招集)

第11条 委員会および部会の開催は委員長および部会長が招集し事業の推進をはかる。

(事業報告)

第12条 本会の事業報告は岐阜県刃物技術デザイン協会の総会において行う。

(運営費)

第13条 本会の運営費は岐阜県刃物技術デザイン協会の事業費から充当する。

(事業年度)

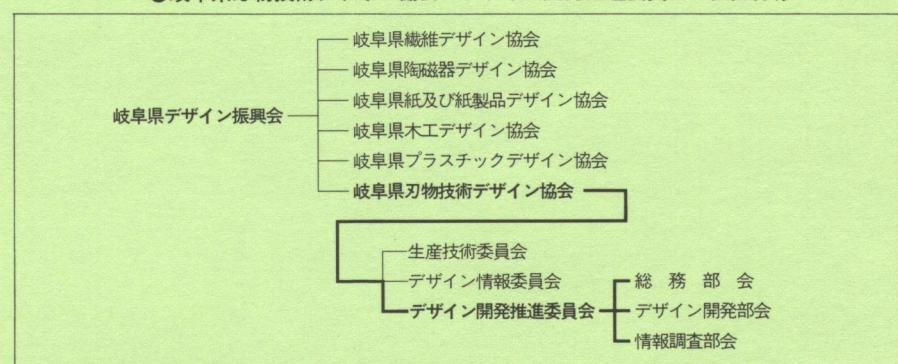
第14条 本会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

付 則

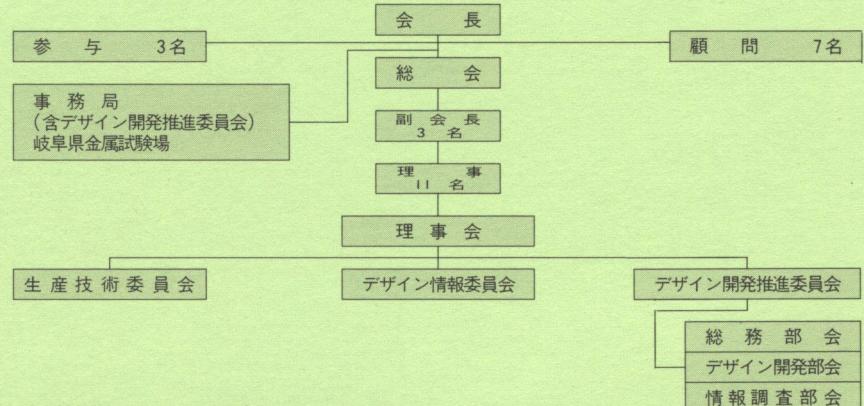
1. 本規約で定めたもののほか岐阜県刃物技術デザイン協会の会則を準用する。但し必要事項については本会において定めることができるもの。

2. この規約は昭和57年9月16日より施行する。

●岐阜県刃物技術デザイン協会・デザイン開発推進委員会の位置付け



●組 織 図



▼岐阜県刃物技術デザイン協会設立総会



■三重県桑名地区産地デザイン開発体制整備

1. デザイン振興の必要性

桑名の鋳物はその歴史を江戸藩政時代にさかのぼることができ、三重県の代表的な地場産業の一つであり、伝統的な日用品から産業用機械部品とその製品は広範にわたっているが日用品の割合が大きい。しかし、最近の経済情勢、市場の多様化、価値観の変化などに対応して産地の活路を拓き、発展を図るために、個々の企業の開発力を高めることは勿論であるが産地としての意識を高めることが急務であり、このため地方産業デザイン開発推進事業により産地の開発体制を確立する必要がある。

2. 産地の実態

桑名における鋳物産業の企業数は158事業所で生産額は316億円である。(134企業集計)この中99.3%が国内向で輸出は0.7%の約2億でその殆んどは産業用機械である。

国内向314億円の内訳は日用品(建築用を含む)41.3%、産業用機械22.5%、電気通信機械11.4%、その他が24.8%になっている。このように日用品鋳物のウエイトが高く44%の59企業が日用品鋳物を生産している。企業形態は労働集約型であり、製品の付加価値は低く、また中国などからの輸入品との競合もあり産地はきびしい情況下にある。

製品の流通事情はメーカーが59.4%と半数を占め、問屋、商社の扱いは35.6%である。

販売地域は県内が約32.4%であり、東海北陸28.2%、近畿22.2%と続いている。このように流通に占める地元商社、問屋の割合は少ない。

3. 事業の実施経過と内容

昭和57年度における「三重県鋳物新製品開発協議会」の事業実施経過は、次のとおりである。

57. 4. 13	・三重県地場産業デザイン振興協議会総会への参加 (於・三重県工業技術センター)
5. 27	・三重県鋳物新製品開発協議会の開催
6. 19	・産地企業実態調査 (出席者) 通商産業省、日本産業デザイン振興会 (於・三重県金属試験場) ・講演会の開催 (講師) 三重大学教授 宮田修平氏 (於・三重県金属試験場)
※① 8. 4	・三重県鋳物新製品開発協議会の開催 (出席者) 専門委員 知久篤氏 日本産業デザイン振興会 (於・三重県鋳物工業協同組合)
9. 17	・鋳物生産技術協議会(鋳物コンクール)打合せ (於・三重県鋳物工業協同組合)
10. 14	・三重県鋳物新製品開発協議会・委員会の開催 (於・三重県鋳物工業協同組合)
11. 15	"
58. 1. 21	"
※② 2. 24	・三重県鋳物新製品開発協議会の開催 (出席者) 日本産業デザイン振興会 (於・三重県金属試験場)
3. 1	・三重県鋳物新製品開発協議会・委員会の開催 (於・三重県金属試験場)
3. 15	"

①8月4日

日本産業デザイン振興会より本事業の概要および趣旨と桑名産地の取組みの姿勢、今後の進め方等について説明、更に産地の製品構成の将来像とターゲットについて助言。知久顧問からは桑名の材料と技術特性のむすびつきに重点をおいた開発目標の設定の重要性を具体例で解説。

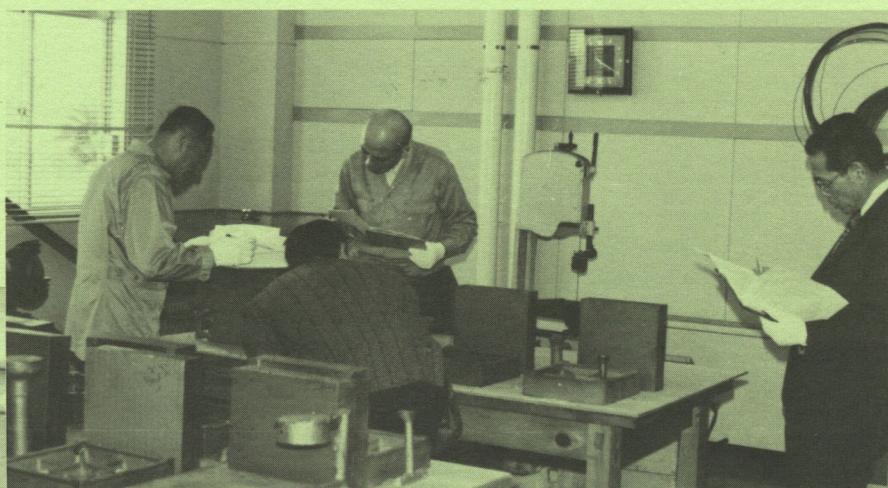
産地組織としての具体的開発テーマの検討をすることにした。

更に参加各企業が実態と考え方を述べてディスカッションし、開発に取り組む組織の体制の再確認と、産地としての方針を検討を行った。

4. 昭和58年度の計画

今年度10数回に亘って三重県鋳物新製品開発協議会を開催し、種々検討を重ねてきたが、今後、毎月2回程度同協議会・委員会を開催することが決定した。また、昭和58年度は、デザイン開発実施指導事業を実施する予定であるが、その他「三重県鋳物展示会」の共催(10月9、10日)、「三重県鋳物生産協議会」の共催(59年2月)などを計画している。

▼新開協委員会



▲鋳物コンクール



広島地域産業デザイン振興協会

広島県では、昭和52年度より地方産業におけるデザイン振興・開発等に積極的に取り組んできた。特に产地におけるデザイン開発体制としては、既に「福山地方産業デザイン振興協会」、「広島県佐伯地区デザイン振興協会」が設立されておりそれぞれ活発な活動を続けている。

本年度は、広島県内で最も産業集積の大きい広島市およびその周辺地における産業デザインの振興に寄与するため至る3月17日「広島地域産業デザイン振興協会」が設立された。本協会の構成は、当面食品産業と、デザイナー、包装材料、印刷関連等デザイン関係者となっているが、将来は家具、インテリア、機械器具等を含め、規模の拡大を図っていく方針である。

●広島地域産業デザイン振興協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、広島地域産業デザイン振興協会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、広島地域関係業者の産業デザインの振興を促進することにより、地方産業経済の健全な発展を図ることを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は広島市に置く。

第2章 事 業

(事 業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) デザイン開発に関する情報の収集及び提供
- (2) 講習会・研究会の開催
- (3) デザインコンクール及びデザイン発表会の開催
- (4) 新しいデザインによる商品開発の推進
- (5) 関係団体及び機関との連絡調整
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(会員資格)

第5条 本会は正会員と賛助会員をもって組織する。

- (1) 正会員 広島県内で産業デザイン振興に意欲をもつ団体及び法人企業並びに個人
- (2) 賛助会員 本会の目的・事業に賛同する者
- 2. 賛助会員は役員に就任すること及び議決に参加することはできない。

(会 費)

第6条 本会の会費は次の通りとし、毎年4月に納入するものとする。

- (1) 正会員 団体又は法人企業 1口10,000円(年額)
- (2) 賛助会員 1口 20,000円(年額)

第4章 役 員

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 25名以内
- (4) 会計理事 1名
- (5) 監事 2名

(役員の職務)

第8条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 理事は理事会の企画運営等の会務を審議し議決する。
- (4) 会計理事は、本会の会計に関する業務を行う。
- (5) 監事は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の選任及び任期)

第9条 理事は、総会において正会員の中から選出する。

- 2. 会長その他の役員は、理事の中から互選する。
- 3. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問・相談役)

第10条 本会に顧問、相談役を置くことができる。

- 2. 顧問、相談役は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3. 顧問、相談役は会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 会 議

(会 議)

第11条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会の招集)

第12条 通常総会は毎年1回開き、会長が招集する。

- 2. 臨時総会は理事会の決議があったとき又は会員総数の2分の1以上の請求があった時、会長が招集する。
- 3. 総会における議長は会長があたる。

(付議事項)

第13条 総会に付議する事項は次の通りとする。

- (1) 本会会則の変更に関する事項
- (2) 事業計画及び予算の決定並びに事業報告及び決算の承認に関する事項
- (3) その他本会運営上必要と認められる事項

(理事会)

第14条 理事会は理事をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

- 2. 理事会の議長は会長があたる。

(付議事項)

第15条 理事会に付議する事項は次の通りとする。

- (1) 総会に付議する議案に関する事項
- (2) 顧問、相談役の選任に関する事項
- (3) その他本会運営上必要と認められる事項

(決 議)

第16条 会議の決議は、出席者の過半数の同意により決する。

第6章 会 計

(予 算)

第17条 本会の予算は理事会で作成し、総会の決議を得なければならない。

(経 費)

第18条 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費の返還)

第20条 既納の会費は原則として返還しない。

(その他必要事項)

第21条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

本会則は、昭和58年 月 日から施行する。

●昭和58年度事業計画

1. 会議の開催

- (1) 総会(設立総会) 1回
- (2) 役員会 2回

2. 情報活動

- (1) デザイン関係図書の購入
- (2) デザイン関係資料の収集整理

3. 啓蒙・普及活動

- (1) 講演会、講習会の開催
- (2) パッケージング又はクラフトデザイン展の開催

4. 調査・研究活動

- (1) デザイン研究会(産業部会、デザイン部会等)の開催
- (2) サロンの運営
- (3) 会員交流会の開催

②デザイン開発実施指導事業(パイロットデザイン計画)

北海道旭川地区における 家具産業のデザイン開発

調査 住友ビジネスコンサルティング㈱
東京都千代田区神田小川町3-12
住友銀行神田ビル5階
Tel.03(294)8181 〒101

調査概要 1. 通産省「工業統計」等の官公
庁資料から、家具製造業の全国
動向と旭川地区の位置づけを行
ない、家具需要の動向を品目別
にさぐることによって、今後一
般に求められる家具は何かを明
らかにした。
2. 消費者の家庭を訪問し、現在
所有している家具の長所、短所
を聞きだし、今後作られる家具
にはどんなデザインが求められ
るのかを明らかにした。
3. 旭川家具の販売に携わってい
る流通業者等にインタビューを行
ない、旭川地区の家具産業に
要望されるデザイン開発上の要
点を明らかにした。

デザイン Eirilwakura + ATORIE MUNI
company
(株)あとりえむに
東京都渋谷区猿楽町9-8
代官山パークサイドピレッジ311号
Tel.03(461)7169 〒150

パイロットデザイン

- ・リビングチェア
- ・リビングテーブル(天板ガラス、木)
- ・アームチェア
- ・レストチェア+オットマン
- ・ダイニングテーブル+チェア
- ・棚A、B(カップボード)
- ・ハイツール
- ・カウンターキャビネット

を、1グループ6~7人集め、情
報を収集した。

家庭に置いてあるインテリア商品
の現物を確認するために後日参加
者の自宅の写真を撮り、写真情報
を収集した。

2. 流通調査について

信楽焼をインテリア商品として
捉えた場合の扱い店の可能性を探
すため、現在陶器類を扱っている
デパート、月販デパート、スー
パー、園芸用品専門店、陶食器
専門店、インテリアショップ、
家具店、大型電気店

以上の業種、合計10店の売り場担
当者に面接して意見収集した。

デザイン (株)環境デザイン研究所

東京都港区南麻布2-4-5
皆川ビル3階
Tel.03(454)4671 〒106

パイロットデザイン

- ・テーブルA(角)
- ・テーブルB(丸)
- ・テーブルC(V)
- ・テーブルD(火鉢)
- ・チェアA
- ・マントルピースA
- ・マントルピースB

滋賀県信楽地区における 陶磁器産業のデザイン開発

調査 (株)ジェイ・エム・アール東京
東京都千代田区麹町3-2
相互第一ビル6階
Tel.03(262)7521 〒102

調査概要 1. 消費者調査について

信楽焼についての認識状況と、
日常生活の中で陶器類とのかかわ
り方はどのようなものか
また、信楽焼が今後どのようなイン
テリア商品を開発していくべきか
のヒントになる情報を得るために
20才代の 結婚間近の女性
20才代の 結婚後2年以内の女
性
30才代、40才代、50才代の イ
ンテリア商品に関心の高い一般
家庭の主婦

③市場流通対策事業

■岐阜県 高山地区実具産業

1. 事業の実施にあたって

飛騨高山地区の家具業界では、生活環境や
生活意識の変化、市場の多様化への対応が大
きな課題となっていることから、都市部・都
市周辺部の、食事を中心とした新しいライフ
スタイルをとらえた家具の提案と同時に、都
市需要の拡大を目指したデザイン開発に取
りくんでいた。

本年度は、前年度に実施した3タイプのパ
イロット試作品を基本にして、地区を代表した
6企業において、それぞれの企業の特性や
産地特性をふまえた製品の展開をはかり、大
消費地における開発成果の発表にあわせ内示

会を開催することにした。

当該事業を効果的に推進し、かつ、需要の
拡大や開拓等メリットのある事業内容とする
ために、前年度のデザイン開発実施指導事業
を通じて得た開発プロセスの体験を生かし、
個々の企業が、それぞれに独自の製品開発を
平行して行い、内示会と同時に「飛騨家具新
作展」と銘打って開催することに決定し、そ
の準備に入った。

これは、産地の協同事業として長年協議が
重ねられながら実現しなかったもので、今年
度の市場流通対策事業がきっかけとなって実
現に結びつき、その相乗的な成果に大きな期
待がかけられた。

以降、事業の推進にあたっては、両事業の
連携と協同意識を高めながら、日本産業デ
ザイン振興会や県のアドバイスを受け、産地
の自主性にポイントを置いて進めた。

2. 実施経過

●市場流通対策基本計画

- 4.2 市場流通対策事業取り組み方針検討
- 4.5 "
- 4.22 流通対策、製品化対策
- 5.22 内示会計画(製品、会場、会期)
- 6.7 パイロットデザインの製品展開検討
- 6.18 市場流通対策事業基本方針決定

●製品化対策

- 7.5 製品化アイテムの決定と分担
- 7.6 内示会計画(JIDPOとの打合せ)
- 7.24 内示会計画、製品化対策
- 7.27 "
- 8.2 製品展開(第2次案の検討)、日程
- 8.13 内示会会場・会期決定
- 8.26 第1次試作品の検討
- 8.31 實行委員会の設置(24名)
- 9.16 内示会会場事前調査

●内示会対策

- 10.15 第1回実行委員会（全体予算検討）
11.12 第2回 “ (展示・広報計画)
11.27 内示会対策打合せ（展示、カタログ、日程、テーマ等）および展開製品の
11.28 企業別巡回指導、チェック
12.14 内示会開催計画（装飾、求評会等）
12.21 P.R計画（案内状、カタログのデザ
12.25 イン、発送先リスト等）
1.11 案内状・カタログ用写真撮影
1.22 内示会対策（会場レイアウト、出品
1.29 物確認、搬入・出、役割分担等）
2.1 展示装飾の詳細打合せ（共通・個別）
2.2 “
2.4 内示会対策（予算、推進、運営）
2.12 “
2.15 内示会開催に関する最終確認

●内示会の開催（別掲）

●反省会と今後

- 3.2 内示会、求評会の反省と今後のあり方について参加者全員で会合

3. 展示会の概要

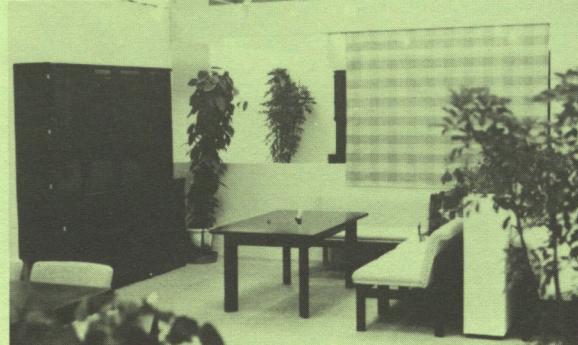
テーマ●高山地区家具産業・パイロットデザイン開発の試み
——食事を中心とした住空間の
しつらい——

会期●昭和58年2月24～25日
会場●新宿NSビルB1イベントホール
主催●(財)日本産業デザイン振興会
飛騨木工産業研究会
後援●岐阜県・高山市
協力●(有)川上デザインルーム(川上元美)
(株)コミュニケーション科学研究所
岐阜県デザイン振興会
岐阜県工芸試験場

▼展示会会場風景



▼展示会会場風景



(1) 展示会場の設定について

各地区からの来場者の利便性を考慮し、東京都内の新宿高層ビル街に会場を求め、10月にオープン予定の新宿NSビルイベントホール547坪に決定した。

(2) 開催期日について

家具市場で恒例となっているバーゲンセールが終る2月中旬以降で、しかもデパート関係の休日の多い木曜日と金曜日の2日間とし、2月24日(木)と25日(金)を選んだ。

(3) 会場構成について

場内中央部に3つのタイプの試作品と6企業による展開製品を展示し、通路を挟んで会場の周囲に各企業の開発製品を中心とした企業単位のブースを取り、色彩もホワイトでまとめて、統一性を保ち全体を構成した。

各企業ブースは、それぞれクローズインして、ブース内で企業カラーが充分に發揮し易くし、反面中央のパイロットデザインコーナーは、どの方向からも入りし易いようオープンにした。

また、パイロットデザインコーナーの出品物は、関連企業のブースに近い位置にくるよう配慮してレイアウトした。

来場者に対するサービスの点では、場内に2ヶ所の休憩場所を設け、特性のベンチ16脚をセットしてコーヒーの無料提供を行った。

(4) 照明計画について

場内の全体照明は、ダウンライトを中心に仄暗い感じにまでルクスを落し、多くのスポットライトを使って、製品を浮か上げるよう配慮した。

4. 内示会を終って

3年間に渡って取り組んできた地方産業デザイン開発推進事業によって開発されたパイ

ロット試作品と、展開製品の発表にあわせ、“伝統とモダンのハーモニー”をテーマに15社が取り組んだ念願の「飛騨家具新作展」を同一のフロアで開催したもので、業界関係者だけでなく、デザイナーや一般消費者等予想外の来場者を記録した。

展示された製品については、各企業の意欲的に開発を進め、従来のイメージを破るモダン、カジュアル志向の製品を含め、今日のライフスタイルに融合したトータルな製品展開が目立ち、新しい産地イメージを植えつける意義ある内示会となった。

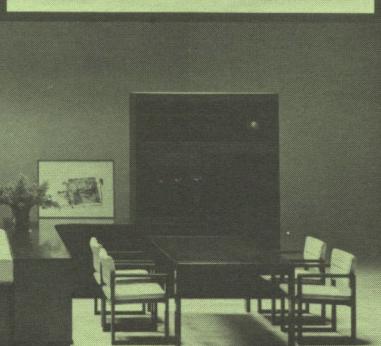
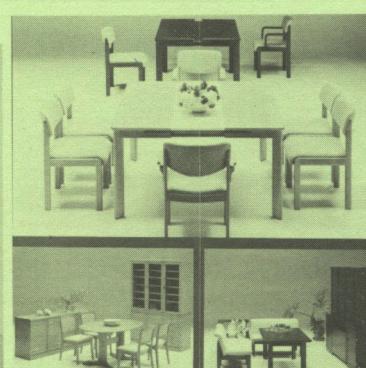
(1) 入場状況

卸売・小売業、メーカー等	1,300人
デザイナー、建築事務所等	200人
一般ユーザー等	700人

2,200人

(2) 業界から見た当該事業の評価

- 地方産業デザイン開発推進事業が起爆剤となって、始めての大消費地における市場流通対策事業の実施が実現した。
- 東京の新都心といわれる新宿で開催でき予想以上の質の良い来場者を記録し、大きな反響があった。
- 当該事業を通じ、産地企業の連携、結束力が強化され、同時に産地イメージを大幅にアップできた。
- 当該事業の実施により、次期開催の自信と手掛かりをつかむことができた。
- 今後の課題と反省
- 産地内企業間の協力体制の確立と豊富な品揃え
- 一般ユーザーに対するPRの必要性（今回はマスコミを通じてのPRのみ）
- 顧客に対する製品説明の不足（開発の背景や特徴etc）



- 流通とは何か、流通対策として何をするのか等事前の勉強不足
- 顧客に対する接遇教育の徹底
- 受付、休憩場所、事務局等共通・共有場所の管理体制と対応

(4) 求評会と今後の対応

求評会は、第2日目15:30~17:40まで会場において地方産業デザイン開発推進専門委員等11名を講師に招へいして、個別の求評、総合的な求評の形で実施し、個々の講師から詳細なアドバイスと適切な提言を受けた。

産地業界では、まだ多くの問題や課題をかかえているが、今回の事業の求評会において専門委員より指摘された事項や提言を謙虚に受けとめ、強力な産地確立のために、当該事業を通じて得られた成果をふまえながら、開発事業の充実を図っていく予定である。



『産地に示されたデザインコンセプトと提言』

●デザインコンセプト

—伝統と新しい用途の調和と折衷—

eclecticism

●提 言

- 飛騨家具への信頼感を高める。(材料・品質)
- 高級家具に徹する。(スペシャリティー)
- 飛騨の立地条件と背景を生かす。

■宮崎県 宮崎地区家具産業

1. 事業の実施経過及び内容

昭和55年度に産地デザイン開発体制整備事業（宮崎県産業デザイン推進協議会の組織づくり）、昭和56年度にデザイン開発実施指導事業（パイロットデザインの開発、試作品の製作）に取り組んできたが、昭和57年度は宮崎フェニックスグループがパイロットデザインを発展展開して試作した“ブラック&ホワイト”シリーズ18アイテムの製品について、商品化、流通等の問題の解決を図るために内示会、求評会（デザイン市場情報懇親会）を開催し、デザイン・流通の専門家から今後取り組んでいくべき問題点をふまえ、これらに対する指導をいただくとともに、広く一般の方々からの意見も承った。

2. 市場流通対策事業の実施状況

- 昭57.7.15 市場流通対策打合せ（東京）
(内示会・求評会の開催、事業経費等について)
- 8.26 試作品発表（一部）(東京)
昭58.1.24 内示会・求評会事務打合せ（宮崎）
2.22 内示会展示計画打合せ（東京）
3.5 内示会最終打合せ（宮崎）
3.14 内示会・求評会（デザイン市場情報懇親会）
15 内示会（東京）

主 催 ●(財)日本産業デザイン振興会
宮崎フェニックスグループ
後 援 ●宮崎県
協 力 ●(株)ヌルハウス
(株)コミュニケーション科学研究所
開発の流れを追って、従来からの様式の宮崎家具、パイロットデザインによる試作品、産地開発製品の3種類をそれぞれのコーナーに独出させて展示了。

○入場者数 154名
<求評会>

日時：昭和58年3月14日 17:00~19:30
場所：(財)世界経済情報サービス会議室

○講 評

- 三輪正弘 日本インテリアデザイナー協会
理事長
(株)三輪正弘環境造形研究所
代表取締役
白石勝彦 (株)インテリア産業研究所
代表取締役
島崎 信 (株)島崎信デザイン研究所
代表取締役
高田 稔 (株)電通 マーケティング局次長
岡田紘史 (株)工作者“室内”編集局副編集長

▼案内状

BLACK & WHITE

リビングルームの仲間達
昭和57年度地方産業デザイン開発推進事業

WHITE SERIES「白」すべての現象を発揮して…

地方生産デザイン開発推進事業によって、私は製品開発のプロセスを学ぶことができました。また、同時に事業を通して第一手で得てきているデザイナーの方々から、直面する方法を知ることができました。パイロットデザインにより実現的な実験試作品を得られたことは大変ですが、こじらかと一時に取り組めたことが、私達の成長の一因だと思います。私はこれからも、今までの経験を活かしながら、本物の家具作りに取り組んでいかたいと思います。

WHITE SERIES「白」すべての現象を発揮して…

地方生産デザイン開発推進事業によって、私は製品開発のプロセスを学ぶことができました。また、同時に事業を通して第一手で得てきているデザイナーの方々から、直面する方法を知ることができました。パイロットデザインにより実現的な実験試作品を得られたことは大変ですが、こじらかと一時に取り組めたことが、私達の成長の一因だと思います。私はこれからも、今までの経験を活かしながら、本物の家具作りに取り組んでいかたいと思います。

BLACK SERIES「黒」すべての現象を発揮して…

地方生産デザイン開発推進事業によって、私は製品開発のプロセスを学ぶことができました。また、同時に事業を通して第一手で得てきているデザイナーの方々から、直面する方法を知ることができました。パイロットデザインにより実現的な実験試作品を得られたことは大変ですが、こじらかと一時に取り組めたことが、私達の成長の一因だと思います。私はこれからも、今までの経験を活かしながら、本物の家具作りに取り組んでいかたいと思います。

3. 内示会・求評会開催状況

テーマ●リビングルームの仲間達

——BLACK & WHITE——

会 期 ●昭和58年3月14日~15日

会 場 ●日本産業デザイン振興会特別展示場

ブラックシリーズは開発のタイミングや、『椎の木』という素材のおもしろさについて好評であったものの、黒という色のフィニッシュのむずかしさや、リーズナブルプライスの設定について問題点を残しており、また桧の集成材を用いたホワイトシリーズについては、ディテールのつめの甘さの指摘があったが、集成材を用いてのトータルな家具の展開はヤングマインド層へのアピール度が強く、流通の問題を解決すれば期待できる製品であるとの指摘をうけた。

4. 今後の課題と方向

- (1) デザイン開発は単発的に行うのではなくて、じっくりと時間をかけ、何度も手を加えてやりながら一つの製品を育していく根気が必要である。
- (2) いくつもの企業がそれぞれの分野を守りながら共同でデザイン開発を行う体制が長年維持されていることに意義があり、今後は製品のフォルムのデザインだけではなくに、PR、流通も同時に共同でデザインしていくことが必要であり、また市場にたいする訴え方として効果的である。
- (3) 商品について他産地との差別化を図るべきであり、素材、製造法、様式等良い意味で宮崎のローカリティを出していかねばならない。
- (4) 家具のトータル化を図ると同時に、個室カプセル産業に対応する単品アイテム（個室に関する商品群）も開発の必要性がある。



■ 沖縄県 那覇地区生活用品

1. 事業の目的と内容

沖縄県那覇地区には、陶器・漆器・染織物等の優れた伝統工芸品が数多くあり、それらは関係者の努力によって今まで発展してきた。

一方社会環境の変化に伴い、伝統工芸品といえども生産技術・品質・デザイン等については、消費者のニーズにマッチさせることが必要である。

このような観点にたって伝統的な技術・技法を基盤とし、現代生活に対応できるようなデザインを加味した工芸品を製作・展示発表することによって、沖縄の工芸産業の振興に役立てることを目的として、那覇地区産業デザイン開発研究会のメンバーが中心になり、「暮らしと団らんのために」をテーマにテーブルウエアを考え、陶器・漆器・紅型・織物・ガラスとそれぞれの分野で製品作りを行ない県外(東京)・県内(那覇)において発表展示会を行った。

2. 実施経過

- 5.31 調整会議 (三浦勇氏、JIDPO出席)
 - ・事業の進め方について
- 6.1~2 産地別調整会議
 - ・事業の進め方について
- 6.16 那覇地区産業デザイン開発究会
 - ・市場流通対策事業実施要綱の検討
 - ・自主展開商品参加者の確認
- 6.22 那覇地区産業デザイン開発研究会
 - ・パイロットデザイン試作品の完成
 - ・自主展開商品は「なでしこ」文様として統一する
- 6.29 第1回沖縄県産業デザイン開発推進委員会にて、実施要綱を承認
- 7.13 那覇地区産業デザイン開発研究会
 - ・「なでしこ」文様の検討と、自主展開商品製作開始
- 7.30 那覇地区産業デザイン開発研究会
 - ・自主展開商品進捗状況検討
- 8.30 "
- 9.20 展示品の完成
- 9.25 調整会議 (展示・PR計画)
 - ・展示品のセレクト (既存商品、試作品、自主展開商品)
- 10.1 展示品を東京に発送
- 10.12 案内状用写真撮影

11.1 案内状発送

11.18~19 内示会の開催・東京 (別掲)
12.9~11 " " 那覇 (〃)

3. 展示会の概要

- テーマ**●那覇地区における新しいデザイン開発の試み
——暮らしの器と団らんのために——
- 会期**●昭和57年11月18日~19日
- 会場**●日本産業デザイン振興会特別展示場
- 主催**●(財)日本産業デザイン振興会
(財)沖縄県工芸振興センター
那覇地区産業デザイン開発研究会
- 後援**●沖縄県
沖縄県伝統工芸団体協議会
- 協力**●沖縄県伝統工芸指導所
壺屋陶器事業協同組合
琉球漆器事業協同組合
那覇伝統織物事業協同組合
琉球びんがた事業協同組合
奥原ガラス製造所
(有)生活の木
(社)日本リサーチ総合研究所
- 展示内容**●(1)既存商品コーナー
現在製作販売されている工芸品でもって商品展示を行った。

(2)試作品コーナー

那覇地区産業デザイン開発研究会のメンバーを中心として「暮らしの器と団らんのために」というテーマをもとに「花風シリーズ」として試作されたものをもって展開した。

(3)自主展開品コーナー

試作品を製作するにあたって那覇地区産業デザイン開発研究会のメンバーがこれまでに会得した技術・技法に新たに創作性を加えた製品を研究会のメンバーが自主的に展開した。

(なでしこシリーズ)

(4)その他

沖縄の伝統工芸の現状とデザインの必要性、試作品製作の過程、今後の課題等を文字や写真パネルで紹介すると共に、広報用のリーフレットを作成した。

(那覇展の開催)

東京での展示会終了後、地元那覇市において、同様の展示会を開催して、一般消費者の反響を得た。

会期●昭和57年12月9日～11日

会場●那覇市・国吉ギャラリー

主催●(財)沖縄県工芸振興センター

那覇地区産業デザイン開発研究会

展示品●(1)試作品コーナー(東京展に同じ)

(2)自主展開品コーナー(東京展に同じ)

(3)その他(東京展に同じ)

繩の工芸産業の振興に大きく寄与するものと期待される。

(試作品展開に当つての反省等)

- 陶器、漆器、染・織物、ガラスのそれぞれ背景が異なるための地ならし
- 従来の開発手法と違うための難しさ

●原材料面からの困難さ

- 観光依存型から日常生活用品への変更を
- 勉強のつもりでここまで実施してきたが、展示会での効果は今後にあるものと期待する

展示会会場風景(東京)▶



◀展示会会場風景(那覇)



▼求評会風景



④デザイン開発普及講習会

地方産業におけるデザイン開発の重要性、製品開発の方法、考え方等について、デザイン開発実施指導（パイロットデザイン計画）の成果を通してデザインに対する理解と認識

を深め、デザイン振興諸事業の促進、デザイン開発意欲の高揚および産地におけるデザイン開発力の培養に資することを目的に、各地区の行政・試験研究機関、関係団体および産

地業界を対象に、学識経験者、デザイナーなどの専門家を派遣し、全国12ヶ所において講習会、講演会を開催した。

●開催状況一覧

開催日	開催地区	会 場	講 師	主たるテーマ	受 講 者
57. 9. 14	徳島県・那賀川町	那賀川町商工会館	豊口 協	秋田杉の多角利用	県内建具業界、商工会指導員等
9. 27	福井県・武生市	武生市工業試験場	福岡 喜久雄	収納システム家具	県内家具業界関係団体等
9. 30	宮城県・気仙沼市	宮城県気仙沼合同庁舎	八尾 武郎	パッケージデザイン	水産加工業界、関係団体等
10. 28	宮城県・仙台市	ホテル白萩	宇佐波 徳美	地域産業振興とデザインの役割	北海道・東北地区デザイン行政担当者
11. 9	大分県・日田市	(財)日田・玖珠地域産業振興センター	豊口 協	秋田杉の多角利用	日田地区家具関連業界
11. 11	大阪府・大阪市	大阪共済会館	柴田 献一	地方産業の振興とデザインの役割	近畿地区デザイン行政担当者
11. 18	広島県・広島市	広島通商産業局	宇佐波 徳美	デザイン開発の進め方	中国・四国地区デザイン行政担当者
11. 26	沖縄県・那覇市	沖縄県自治会館	堀田 昭二	地域産業とデザイン開発	九州地区デザイン行政担当者
58. 2. 18	東京	大手町合同庁舎第3号館	鈴木 庄吾	デザイン指導の方向性	関東地区デザイン行政担当者
2. 21	熊本県・熊本市	熊本市産業文化会館	羽生 道雄	デザイン開発の重要性	県内陶磁器業界、関係団体
3. 16	山口県・山口市	山口県自治会館	八尾 武郎	パッケージデザイン	県内特産品業界、関係団体
3. 17	広島県・広島市	広島県立食品工業試験場	八尾 武郎	パッケージデザイン	県内食品関連業界、関係団体

豊口 協 株式会社豊口デザイン研究所

代表取締役

福岡喜久雄 株式会社福岡喜久雄デザイン事務所

代表取締役

八尾 武郎 株式会社YAOデザイン研究所

代表取締役

宇佐波徳美 有株会社ウサナミデザイン研究所

代表取締役

柴田 献一 株式会社京都デザインセンター

取締役所長

堀田 昭二 株式会社大丸営業本部デザイン室長

鈴木 庄吾 インダストリアルデザイナー

羽生 道雄 モノプロ工芸株式会社

代表取締役



▲講習会風景(熊本)

⑤地方産業デザイン振興活動推進事業

■岡山県

実施日 昭和57年9月20日

実施場所 津山ハンドバック工業協同組合

実施対象 津山ハンドバックデザイン研究会

実施内容

岡山県は昭和51年度に本事業に参加し、岡山県産業デザイン振興連絡協議会を設立し、52年には倉敷、高梁、津山の3地区に産地のデザイン研究会が設立されこのうち倉敷産業デザイン研究会が「い製品」の開発に取り組み成果をあげた。

津山地区は当初津山ハンドバック工業協同組合内にデザイン研究会を設け、倉敷地区の活動および他産地の組織の活動を参照しつつ研究会を継続し独自に産地の活性化を図って来たが組織の機能、役割を明確にす

ることによって産地活動の効果的推進を図るために昭和57年に名称を「津山ハンドバックデザイン研究会」に改め7月21日の設立総会をもって新たなスタートをきった。

設立総会においては、地場産業振興の総合的ビジョンは協同組合で対応するが、デザインについては研究会がきめ細かい対応をすることにより産地振興の効果的な推進を図ることに意見の一一致を見、そのため的具体的な事業計画についての検討が行われた。今回の活動推進会議では、産地・企業のデザイン開発能力の向上を図るために産地組織の機能、役割の再認識と今後の課題ならびにデザイン開発実施指導事業の内容等についての検討、協議が行われた。更に、ビスコースを主材料とし季節商品的性格の強かった津山のハンドバックが、市

場の国際化・多様化・消費者ニーズの個性化等に対応して今後の開発はどうあるべきか、等についての派遣顧問の堀田正二氏を中心にディスカッションを行い活発な意見の交換が行われた。

なお、本会議の参加者は県商工部物産観光課、県産業貿易振興協会津山商工会議所と15企業で産地振興に示す意欲は極めて強い。

●津山ハンドバックデザイン研究会規約 (名 称)

第1条 本会は、津山ハンドバックデザイン研究会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、津山地区的ハンドバック関係企業がデザインに関する調査・研究及び開発事業等を推進することにより、ハンドバック産業の育成及び振興を図り、健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) デザイン情報の収集及び調査研究
 - (2) デザインに関する研究会及び講習会の開催
 - (3) デザイン開発に関する企画及び立案
 - (4) デザインコンクール・試作及び展示会等の開催
 - (5) デザイン開発実施指導事業等の推進
 - (6) その他本会の目的達成に必要な事業

(組織)

- 第4条 本会は第2条の目的に賛同する法人又は個人をもって組織する。

(役員および任期)

- 第5条 本会に次の役員を置く。

- 会長1名、副会長1名、理事若干名、監事1名。
2. 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(役員の選任)

- 第6条 会長は、総会において会員のなかから選任する。

2. 副会長、理事及び監事は、会長が総会の同意を得て、会員のうちから選任する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3. 理事は、理事会を構成しこれを運営する。
理事のうち1名は会計、1名は書記を担当する。

4. 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問)

- 第8条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3. 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

(総会)

- 第9条 総会は会長が必要の都度招集し、その議長となる。

2. 総会は、出席者で構成し、その過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 総会は次の事項を議決する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 役員の選任
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 事業計画及び収支予算の決定
- (5) その他事業の推進に必要な事項

(理事会)

第10条 理事会は、会長が必要の都度招集しその議長となる。

2. 理事会は、会長、副会長及び理事で構成する。

3. 理事会は、次の事項を協議する。

- (1) 総会に提出する議事
- (2) その他運営に関する必要な事項

(経費)

第11条 本会の運営に必要な経費は総会で定める額の会費及びその他の収入をもってあてる。

2. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、津山ハンドバック工業協同組合内に置く。

附 則 この規約は、昭和57年7月21日から施行する。

実施内容

三重県は昭和54年度に本事業に参加し、三重県地場産業デザイン振興協議会を設立し県のデザイン振興体制を整備した。更に県内地場産業の産地開発体制に取り組み、四日市萬古焼デザイン開発協議会をはじめ三重県タオルデザイン協議会、三重県鉄物新製品開発協議会と産地の開発体制の整備と組織化が行われ、また組紐についてもデザイン協議会の組織化が進められている。

このうち四日市萬古焼については55年度に開発実施指導事業、56年度市場流通対策事業が実施され成果をあげた。

このように三重県においては各地場産業が産業特性を生かし開発体制の整備に努力をつづけている。

今回の三重県地場産業デザイン振興協議会総会ではこれらの業種別地場産業の振興対策について活発な意見の提示、交換があつた。

家具、小木工、鉄器、組紐、陶器等多くの特色ある地場産業が立地する三重県にとってその振興対策もまた各地場産業の実態に対応したきめ細かい具体的な振興活動が必要であるという点で意見の一一致を見た。総会終了後、日本産業デザイン振興会常務理事来栖義郎氏による地場産業の80年代における経営課題、市場の国際化、多様化とデザインの関わりについての記念講演が行われ、協議会はデザイン振興についての認識を新たにした。

■三重県

実施日 昭和57年4月13日

実施場所 三重県工業技術センター

実施対象 三重県地場産業デザイン振興協議会

地方産業デザイン開発推進事業をふりかえって

1. 事業の目的

通商産業省の推進をうけた地方庁と協力して、当振興会は首題事業を昭和50年度から8年間実施してまいりました。

この事業は、(I)対象となった地方庁全体のデザイン振興体制の整備、(II)その地方庁の特定産地または業種を対象としたデザイン開発体制の整備、(III)開発体制が整った産地または業界における具体的なデザイン開発、(IV)開発されたパワロットデザインを中心とする製品展開と流通対策の4段階ですすめるものです。また、この段階別事業のほかに開発成果の他産地への普及と組織の継続的活動を推進するための活動推進事業が行われています。

この事業の目的は、地方庁全体の恒久的なデザイン振興活動を背景にデザインという技術と職能を有効に利用することによって、産地の振興および製品の改善と開発を組織的に推進する体制を地方産業に定着させることになります。

2. 事業の段階別問題点

I デザイン振興体制の整備

本事業の基礎固めである第一段階の地方庁全体の恒久的なデザイン振興活動の中核となる振興体制をととのえるために、留意しなければならないことは次のとおりです。

- (1) 形式的な体制の整備に終らぬこと。

地方庁全体のデザイン振興体制は、単に産地の振興、開発にのみ関わるものではなく、その課題はより広範な分野に関わるもので

す。従って体制整備に大切なことは、形式的な整備ではなく、機能、役割を明確にし、課題を実践できる体制を作ることです。

(2) 総合的なデザイン振興体制を整備するためには関連する行政、団体、学識経験者、デザイナー、業界等のその必要性についての理解が必要であること。

形式をととのえることを急いで、根廻しが不足すると、総合的なデザイン振興体制はととのったかに見えて、本事業終了後のデザイン振興活動が休眠状態に陥りがちであります。また恒久的な振興活動を展開す

るためには、地方庁の支援と民間の自主的な運営意欲が不可欠の要件となります。

(3)デザイン振興体制を長期にわたって支えるためには、対象となった地方庁独自の巾広い振興課題に積極的にとり組む必要があること。

本事業の性格上、振興課題が地場産業の振興に集中することはやむを得ないですが、デザイン会議やセミナー、シンポジウムの開催（石川県）といった巾広い振興活動の展開が総合的なデザイン振興体制の活性化にきわめて有効です。

(4)総合的なデザイン振興体制の運営は、本来民間主導であること。

設立までは、行政機関の指導のもとに進行しますが、運営方針が明らかになり、関係機関の理解と支援が得られるにつれて、できるだけ早期に民間の運営に移行することが望ましい姿であります。そのためには、本段階の事業発足当初から、たとえば商工会議所の参加、協力を求めるなども有効な手段であります。

II 産地のデザイン開発体制の整備

本事業の第二段階にあたる、特定産地または業種を対象とするデザイン開発体制をととのえるにあたって、留意しなければならないことは、次のとおりです。

(1)産地の開発体制は、既存の商工業団体と緊密な連携のとれる組織として整備されること。

産地の開発体制の整備は、産地の自主的な開発をすすめやすい体制をととのえることが大切です。

そのため産地組合内の開発部会や情報委員会などの既存組織あるいは開発委員会などの新しい機能を組合内に新設することも考えられます、この場合は親組合の理解と支援がこの事業の成否を左右します。

何れにしても屋上屋を重ねるような、煩雑で形式的な組織化はさけなければなりません。

(2)産地開発体制は市場変化に対応する地場産業のパイロット機能を果すための機能を満すために整備されるものであること。

市場の国際化、多様化、情報化に対応して地場産業の重要な経営資源であるデザインという技術と職能を、製品の改善と開発に役立てるために、産地の次代をになうメンバーを中心とする開発機能を整備することの必要性を十分に認識したうえで、この事業がすすめられなければ効果的な活動と有効な成果は期待できません。

(3)地場産業のデザイン開発の課題は開発メンバーの構成に慎重な配慮が必要あること。

社会的な分業生産体制をとる地場産業にあっては、デザインという課題とのかかわりあいに差異があり、販売が産地あるいは消

費地問屋に依存する場合は市場情報が一方通行になります。

いずれも開発体制の整備にとっては不利な前提であります。

複雑な生産と販売体制間の調整をはかることが開発体制を整備するために重要な課題であります。

III 開発実施

本事業の第三段階にあたる開発実施は、体制の整備された産地が、開発の方法を体得することにより自主的なデザイン開発を継続的に展開するためにテーマを設定し、調査、デザイン、試作を行なうものであり、つぎのような問題点をあげることができます。

(1)テーマ設定、調査、デザイン、試作という一連の開発事業は、産地の自主的な姿勢ですすめられること。

開発のために委嘱される調査機関およびデザイン事務所は、産地の自主的な開発活動に協力するものであって、産地の開発担当者との密接な作業が必要であります。

決して、一方的に調査やデザインが提供されるのではなく、共同してそのプロセスを踏むことがこの事業の目的であります。

(2)テーマの設定は開発の基本であり、課題のないところに調査やデザインはあり得ないという認識が必要であること。

漠然と新製品を開発しようとする期待からは、何も生れることはできません。

産地の固有技術と材料、そして伝統を踏まえて、これから市場のニーズに対応するために、必要なテーマ（課題）を決定することからこの段階の事業（開発実施）がはじめられます。テーマが明確であれば、自ら調査の内容と方法、デザインの方向が定まってきます。

テーマの検討をおろそかにした開発は目的地を定めずに旅に出るようなものです。

(3)開発実施から生れるデザインは、パイロット（水先案内）の役割をになうもので、外洋（市場）に乗りだすのは（商品化）産地または企業の責任であること。

パイロットデザインは、即商品ではありません。開発のプロセスを共同して体験することで、この段階の第一の目的でありパイロットデザインから多彩な商品展開をはかるのは産地または企業の手ですすめられるものです。

IV 流通対策

本事業の最終段階（第四段階）である市場流通対策は、産地にとって商品化への出発点であり、パイロットデザインの試作品と、関連の新製品に対する批判、反響を分析して、自主的な商品化につなげる役割を持っています。

(1)本事業は、産地の新製品開発にかける意欲と、積極的な開発の姿勢を明らかにする機会を提供すること。

本事業に充當される僅かな予算をもって、

本格的な流通対策と販路の開拓を達成することは困難です。また複雑な既往の流通機構に新しい製品を乗せることは一朝一夕にできることもありません。

この事業で実施される内示会を含む広報事業（カタログ作成等）は、産地の開発姿勢を明らかにするために実施されるもので、産地の姿勢が積極的であればあるほど、その反響は大きなものとなります。

(2)商品化のために必要な流通適性と販売適性を製品に具備させるための情報収集の場とすること。

生産性に重点のおかけられた製品はともすると流通適性と販売適性を欠くことがあります。商品化とはミドルメン（問屋、百貨店、専門店等）と消費者の期待、要求にこたえる条件をととのえることであります。

調査とデザインは、これらの条件に留意してすすめられますが最後の診断は内示会への出品で確かめられ商品化に役立ちます。

(3)価格は商品選択の指標であり、消費者の期待や要求は、常に価格とつりあうものであることに留意すること。

価格という選択の指標を欠いたプレゼンテーションは無意味であり、商品としての評価を求めることができません。

商品であるためには、価格の提示が絶対の要件であり、パイロットデザインの試作をすすめる過程で、価格を検討することが必要であります。

3. 事業の成果

昭和50年度に対象となった石川県の場合、設立された石川県デザイン振興会がこの7年間に石川県のデザイン振興に、きわめて重要な役割を果してまいりました。一連のデザイン振興活動が基盤となって、昭和57年10月には地方レベルでははじめての国際工芸デザイン交流展という形で結実し、石川の産業国際化の扉を開きました。

広島県においては、県の産業振興公社にデザインセンターが設置されデザイン意識の昂揚、製品開発、情報などの事業展開を行っております。

また岐阜県デザイン振興会は傘下6デザイン協会の組織的な連携活動により振興ならびに開発事業が展開され、58年2月に新宿NSビルで開催された高山の流通対策内示会は、家具見本市としては稀に見る格調の高さで、産地イメージの高揚に役立ちました。

また、三重県、広島県、秋田県、岩手県等においてもこの事業が発端となり他産地の体制整備や産地組織の活動が地方庁の支援により活発に展開されています。

地方産業デザイン開発推進事業の概要

地方産業の振興は、国の産業施策の重要な柱の一つとして、従来からもいろいろな形で進められてきており、また近年では、産地中小企業の中長期的な振興を目的とした「産地中小企業対策臨時措置法」等によりきびしい経済環境への地場産業の対応などに強力な行政支援も行なわれています。

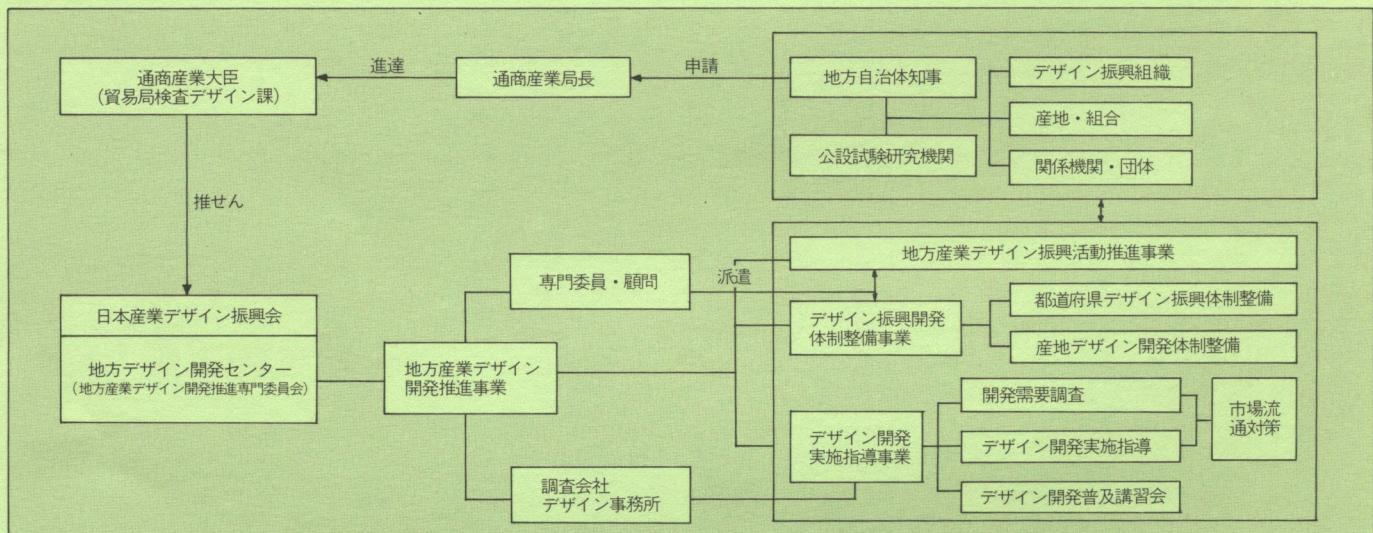
地方産業が独自の立地条件と技術的基盤の上に立って、社会環境や生活意識の変化に対応した製品開発を進め、付加価値の高い商品を生み出していくためには、デザインが大き

な役割を果すことはいうまでもありません。

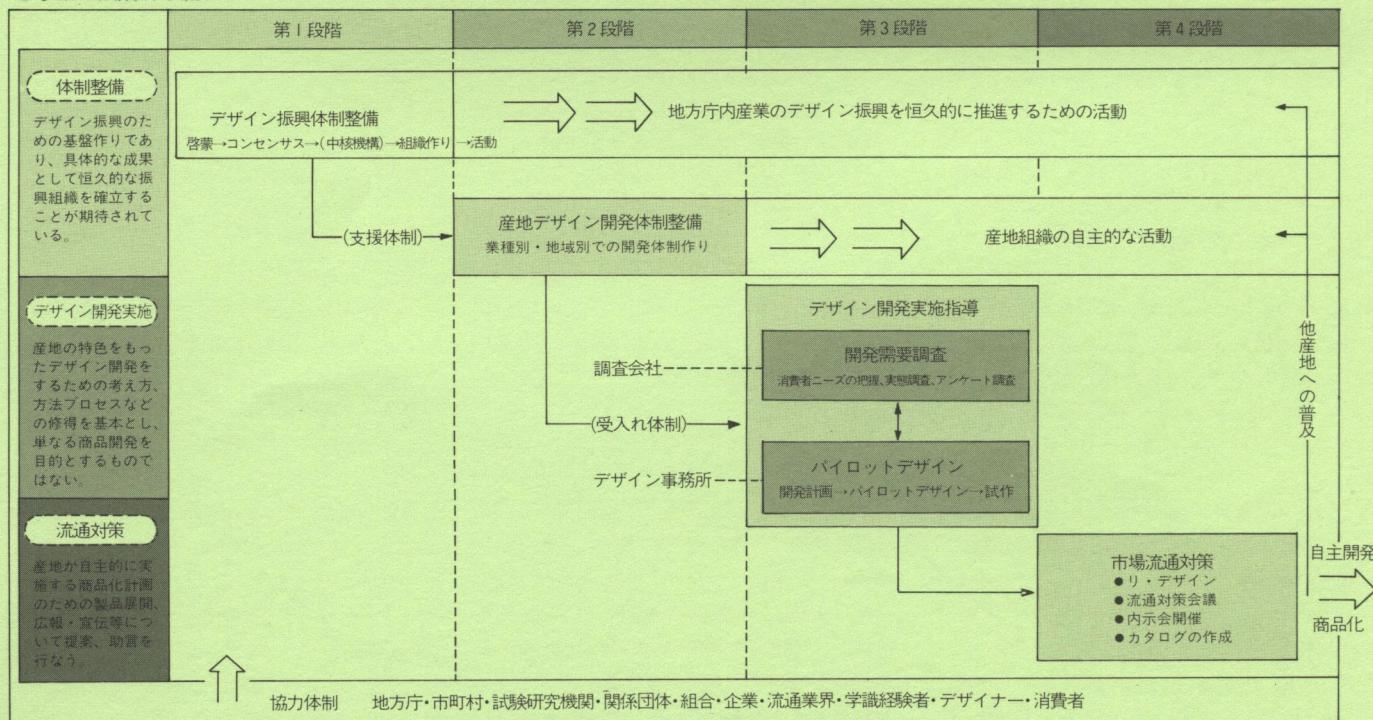
「地方産業デザイン開発推進事業」は、このような背景のもとに昭和50年度から通商産業省の指導により開始された事業で、地方産業の振興をデザインという側面からとらえた事業です。もちろん、地方産業の振興はデザインによってのみ達成されるものではなく、いろいろな施策の有機的連携と、効果的な運用によって相乗効果が期待され、さらに産地、企業の自助努力によって最終的に実を結ぶものです。

この事業に期待される成果は、産地、企業がデザインに対する正しい理解と認識の上に立って製品開発の基盤を整え、高付加価値商品を創り出すための自己開発力を養なうことになります。そのためこの事業では、各地方府レベルでのデザイン振興体制の整備、産地レベルでのデザイン開発体制の整備、さらに特定の産地、地域、業種を対象にしたデザイン開発実施指導（パイロットデザイン計画）と、商品化のための市場流通対策事業という一貫した流れで進められています。

●チャート



●事業の段階的な流れ



また、事業実施以降のフォローとしてこの事業により設立されたデザイン振興・開発機関、組織を対象にデザイン振興活動推進事業を実施しています。

今までにこの事業に参加した地方庁は、1道23県をかぞえ、このうち地方庁レベルでの総合的デザイン振興体制整備の成果として、1道22県でデザイン振興組織（機関）が設立され、産地レベルでは29の地区にデザイン開発組織ができました。また、特定産地・業種を対象としたデザイン開発実施指導（パイロットデザイン計画）には20の産地が取り組んできました。

①デザイン振興体制整備事業

デザイン振興体制整備の目標は、目的と役割とその機能を明確にした組織による振興課題の実践にあります。

このため日本産業デザイン振興会では、対象となった地方庁に、顧問（学識経験者、デザイナー、流通関係者等）を派遣し、共通の理解と認識の深化を図り、組織の運営、事業の推進などに関し、アドバイス、提案を行ないデザイン振興体制作りに協力します。

また、この事業を進めるにあたっては、

- デザイン振興体制の整備は、地方庁が自主性をもって実態に合った形で進めることができます。そのためにはどのような形であれば、官民一体となった組織作りと、その運営が望まれます。

- デザイン振興体制を確立するためには、連絡会議や、講習会などいろいろな進め方が考えられますが、それらが単発の事業に終ることなく継続的に進めることにより、デザイン振興体制の確立と、将来のデザイン振興組織設立につながることを期待します。

- 設立されるであろうデザイン振興組織は、それが単に形式的なものではなく、行政、企業、消費者を含めたデザイン振興活動を継続的に推進する実行力のある組織であることが望されます。当会では、設立された組織が有効に機能するよう、情報の提供、セミナーの開催、および顧問の派遣等を通じて継続的な協力を行ないます。

②産地デザイン開発体制整備事業

“デザイン”が産地の振興、企業の経営、新商品の開発等にどのようにかかわり、それぞれに有効な役割を果たせるのか、産地の置かれている諸条件によっても異なりますが、意欲を持って取り組もうとする産地に対し、顧問を派遣し、デザインに対する理解、認識を

高め、将来産地が自主的に商品開発等の活動が行なえるよう、体制作りに協力します。

特に産地としてデザイン開発を進め、産地のレベルアップを図っていくまでの体制のあり方として次のことがいえます。

- 産地組織の役割、機能を明確にし、組織（産地全体）として行なうことと、個々の企業がなすべきことを明確に区分し、また産地組織が継続的に活動できるよう、商工会議所、市、町、村などの協力や、運営のための独自の予算措置などが必要になってきます。この産地組織とは、単に商品開発のみを目的として作られるのではなく、また後述のデザイン開発実施指導（パイロットデザイン計画）受け入れのためだけに作られるものではありません。

- 産地デザイン開発体制の整備は、産業分布の実態から、業種別、産地形成別、地域別（ここでいう地域別とは、同一地域内に複数の業種が含まれております、地域全体としての体制作りを意味します）などによる取り組み方があります。また背景基盤があれば1地方庁1産地に限らず、複数の産地デザイン開発体制整備に取り組むことも可能となります。

③デザイン開発実施指導事業（パイロットデザイン計画）

産地デザイン開発体制が整備され、かつ産地組織内に、デザイン開発実施指導事業への取り組みの体制が整っている産地に対しては、具体的なテーマに基づいたパイロットデザイン開発と開発需要調査が行なわれます。

パイロットデザイン開発の目的は単に新しい商品を開発するということではなく、対象産地と協力して、産地自身がデザイン開発に対する考え方、方法、プロセスなどを修得することにより、開発能力を高めることです。パイロットデザイン開発の背景認識として、

- 生活意識の変化、市場の多様化等に対応し、長期的視野に立ったデザイン開発は、耐久消費財の生産を主とする地場産業にあっては、特に必要となります。

- 事業実施を通じて、産地がデザイン開発に対する考え方とその手法を体得し、将来第2、第3のパイロットデザインを生み出せる独自の開発力を育成することが重要です。

- 個々の企業を取り組むことが困難な問題に対し、産地全体（産地組織として）で取り組み、継続的に実施することにより、産地のレベルアップを期待できます。

- 商品開発は、デザインによってのみ達成されるものではなく、そのための情報収集、

技術開発、市場調査（消費動向の把握等）、広報・宣伝などと関連して進めていく必要があります、これらとデザインとのかかわり方なども重要な要素となります。

④市場流通対策事業（商品化へ向けての協力）

デザイン開発実施指導事業の成果をもとに、さらに製品展開、商品化を進めていく上で、

1. 流通専門家からのアドバイス。
2. 産地のイメージアップに役立てるためのカタログ作成。
3. パイロットデザインから発展、展開した製品を展示し、流通業者および一般の反響を求めるための展示会の開催。

などがこの事業の中心となります。もちろんこの段階に入ると、事業実施の主体性は、産地が持たなければその成果は期待できません。

⑤地方産業デザイン振興活動推進事業

本事業により設立、設置された、デザイン振興機関、産地デザイン開発組織のより一層の活動推進が図れるよう、専門委員、顧問などの派遣を通じ、デザイン振興、デザイン開発等諸問題に対し、助言・提案を行ないます。

以上のようにこの事業は、デザイン振興・開発のための体制作りと、具体的なテーマに基づいたパイロットデザインの開発、さらにその成果からの製品展開、事業実施以降のフォローと分かれていますが、いずれの場合でも、参加される地方庁行政機関、産地企業、関係者の意欲がなければ成功は望めません。

また、地方産業のなかには、中・小企業だけでなく、企業というほどの規模を持たない個人も含まれています。

個人としてデザインに対する正しい理解と認識がなければ、企業として、また産地として大きく広がっていくことはありません。

本事業が意図するところは、このようなデザインに対する理解と認識を高め、産地の開発力を育成し定着させることにより地方産業の振興を図ることにあります。

地方産業デザイン振興機関

地方庁	組織名〔開発対象〕	地方庁	組織名〔開発対象〕
北海道	北海道産業デザイン振興会議 〒060 札幌市中央区北三条西6丁目 北海道工業課内 TEL. (011)231-4111	滋賀県	滋賀県産業デザイン振興協議会 〒526 佐賀市京町4-1-1 滋賀県商工課内 TEL. (0775)24-1121
	旭川家具デザイン開発研究会〔家具〕 〒078-11 旭川市豊岡三条3丁目 旭川家具事業協同組合内 TEL. (0166)32-3550		信楽焼産業デザイン開発研究会〔陶磁器〕 〒529-18 滋賀県甲賀市信楽町大字長野 信楽陶器工業協同組合内 TEL. (07488)2-0831
秋田県	秋田県デザイン振興協議会 〒010 秋田市山王4-1-1 秋田県商工課内 TEL. (0188)60-1685	和歌山県	和歌山産業デザイン振興会議 〒640 和歌山市小松原通1-1 和歌山県産地振興課内 TEL. (0734)32-4111
	秋田杉デザイン開発研究会〔秋田杉〕 〒016 能代市富町14-23 能代市木工指導所内 TEL. (01855)2-5249		海南地区産業デザイン振興会〔生活用品〕 〒642 海南市日方27-5 海南市役所商工課内 TEL. (07348)2-4111
岩手県	岩手県産業デザイン振興協議会 〒020 盛岡市内丸10-1 岩手県商政課内 TEL. (0196)51-3111	兵庫県	兵庫県デザイン振興会議 〒654 神戸市須磨区行平町3-1 兵庫県工業試験場内 TEL. (078)731-4481
	岩手県産業デザイン振興協議会鉄器専門部会〔鉄器〕 〒020 盛岡市内丸10-1 岩手県商政課内 TEL. (0196)51-3111		小野市特産デザイン開発研究会〔金もの+木工品〕 〒675-13 小野市王子町806-1 小野市役所商工課内 TEL. (07946)3-1000
栃木県	栃木県産業デザイン振興会議 〒320 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県中小企業課内 TEL. (0286)23-3166		播州織デザイン振興会 〒677 西脇市野村町上ノ段1790 兵庫県織維工業指導所内 TEL. (07952)2-2041
	栃木県育児器具デザイン開発研究会〔育児器具〕 〒328-01 栃木市川原町1030 TEL. (0282)27-1270	岡山県	岡山県産業デザイン振興連絡協議会 〒700 岡山市内山下2-4-6 岡山県観光物産課内 TEL. (0862)24-2111
神奈川県	神奈川県デザイン振興協議会 〒221 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 神奈川県政総合センター 神奈川県商工指導センター内 TEL. (045)312-1121(内)733		倉敷産業デザイン研究会〔い製品〕 〒710 倉敷市白楽町249-5 倉敷商工会議所内 TEL. (0864)24-2111
	神奈川県ファンション開発協議会 〒231 横浜市中区尾上町5-80 中小企業会館神奈川県織維工業協会内 TEL. (045)662-2317		高梁地区産業デザイン研究会 〒716 高梁市松原通2043 高梁市役所商工観光課内 TEL. (08662)2-2180
山梨県	山梨県デザイン振興会議 〒401 甲府市丸の内1-6-1 山梨県地場産業振興課内 TEL. (0552)37-1111		津山ハンドバックデザイン研究会 〒708 津市山北935 津山ハンドバック工業協同組合内 TEL. (08682)3-8348
長野県	長野県地場産業デザイン開発協議会 〒380 長野市大字南長野字幡下692-2 長野県工芸課内 TEL. (0262)32-0111	広島県	広島県産業デザイン振興協議会 〒730 広島市中区基町10-52 広島県商業観光課内 TEL. (0822)28-2111
	木曾漆器デザイン開発研究部会〔漆家具〕 〒399-63 長野県木曾郡松川村平沢 木曾漆器工業協同組合内 TEL. (02643)2113		(財)広島県産業振興公社・デザインセンター 〒730 広島市南区比治山本町12-18 広島県立産業会館内 TEL. (0822)55-1205
静岡県	静岡県産業デザイン協会 〒420 静岡市牧ヶ谷550 静岡県工業試験場内 TEL. (0542)54-2201		広島県佐伯地区デザイン振興協会〔小木工品〕 〒738 広島県廿日市須賀6-9 廿日市商工会内 TEL. (0829)32-2205
	静岡県輸出雑貨協同組合〔木製品〕 〒420 静岡市一番町7 大光ビル2F TEL. (0542)54-3013		広島県福山地方産業デザイン振興協会 〒720 福山市西町2-10-1 福山商工会議所内 TEL. (0849)21-2345
富山県	富山県デザイン振興対策協議会 〒930 富山市新緑曲輪1-7 富山県商工振興課内 TEL. (0764)31-4111	徳島県	広島県地域産業デザイン振興協会 〒730 広島市南区比治山 広島県立食品工業試験場内 TEL. (082)251-7431
	高岡銅器デザイン開発協議会〔銅器〕 〒933 高岡市本丸町7-1 本丸会館伝統工芸高岡銅器振興協同組合内 TEL. (0766)24-8565		徳島県産業デザイン振興会議 〒730 徳島市万代町1 徳島県商工振興課内 TEL. (0886)21-2325
石川県	石川県デザイン振興会 〒921 金沢市米泉町4-133 石川県工業試験場内 TEL. (0762)41-5101		徳島県木工デザイン開発協議会〔家具〕 〒730 徳島市福島1-8-21 木工会館 徳島木竹工業協同組合連合会内 TEL. (0886)23-0405
	中山物産開発事業協同組合〔プラスチック漆器〕 〒922-02 賀加市所別町 南北市英夫商店内 TEL. (07617)7-0123	大分県	大分県特產品振興会議 〒870 大分市大手町3-1 大分県中小企業課内 TEL. (0957)36-1111
	九谷焼デザイン開発推進委員会・九谷焼デザイン研究会〔陶磁器〕 〒923-11 石川県能美郡寺井町字寺井よ-25 石川県九谷陶磁器商工業協同組合連合会内		大分県日田家具デザイン振興会議〔家具〕 〒870 日田市石井町3 大分県日田産業工芸試験所内 TEL. (09732)3-2213
岐阜県	岐阜県デザイン振興会 〒501-61 岐阜市羽島郡笠松町北及10-2 岐阜県工業技術センター内 TEL. (05838)8-3151	佐賀県	佐賀県産業デザイン振興会議 〒840 佐賀市城内1-1-59 佐賀県観光課内 TEL. (0952)24-2111
	飛驒木工産業研究会〔家具〕 〒506 高山市名田町1-82 TEL. (0577)32-2100		小城地区パッケージ・デザイン振興協議会〔パッケージ〕 〒845 佐賀県小城郡小城町283 小城羊かん協同組合内 TEL. (09527)3-3314
	岐阜県刃物技術デザイン協会 〒501-32 閣市小瀬1288 岐阜県金属試験場内 TEL. (05752)2-0147	宮崎県	宮崎県産業デザイン推進協議会 〒880 宮崎市橋通東2-10-1 宮崎県商工振興課内 TEL. (0985)24-1111
三重県	三重県地場産業デザイン振興協議会 〒515 津市高茶屋小森町字大塚3485 三重県工業技術センター内 TEL. (0592)34-4036	沖縄県	宮崎フェニックスグループ〔家具〕 〒880 宮崎市橋通東2-10-1 宮崎県商工振興課内 TEL. (0985)24-1111
	四日市萬古焼デザイン開発協議会〔陶磁器〕 〒510 四日市市京町2-13 萬古焼陶器工業協同組合内 TEL. (0593)31-7146		(財)沖縄県工芸振興センター・沖縄県産業デザイン開発推進委員会 〒900 那霸市泉崎1-2-32 沖縄県伝統工芸課内 TEL. (0988)63-2655
	三重県タオルデザイン協議会 〒514 津市高茶屋小森町字大塚3485 三重県工業技術センター内 TEL. (0592)34-4036		那霸地区産業デザイン開発研究会〔生活用品〕 〒900 那霸市泉崎1-2-32 沖縄県伝統工芸課内 TEL. (0988)66-2348
	三重県铸物新製品開発協議会 〒511 桑名市常盤町53 三重県铸物工業協同組合内 TEL. (0594)23-1431		(財)日本産業デザイン振興会・地方デザイン開発センター 〒105 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル別館4階 TEL. (03)435-5633-5634/(03)431-0714
福井県	福井県特產品デザイン協会 〒910 福井市大手3-17-1 福井県工芸開発課内 TEL. (0776)21-1111		通商産業省 貿易局 検査デザイン課 〒100 東京都千代田区霞ヶ閣1-3-1 TEL. (03)501-1511(内線2723-6)
	福井県ジニアフレーム流通センター〔メガネフレーム〕 〒910 福井市若柴町920 福井県工業試験場内 TEL. (0776)54-5123		

昭和57年度

地方産業デザイン開発推進事業報告書

昭和58年3月発行

●編集・発行

財團法人日本産業デザイン振興会・地方デザイン開発センター

〒105 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル別館4階

Tel.03(435)5633・5634代/03(431)0714(直通)

●印刷：大日本印刷株式会社

●レイアウト：株マサ・クリエイティブ